

判例から学ぶ医療と法 — 第80回

「死体からの細胞採取」

福岡高裁宮崎支部平成12年2月1日判決

弁護士法人 杜協同法律事務所

弁護士 伊藤 敬文

◆事案の概要¹⁾

急性腹症のため被告の病院に入院し治療を受けていた患者（当時3歳の男児）が死亡した。患者の両親である原告らは、患者が死亡したのは、被告県の医師が患者の急性虫垂炎の診断を誤り、腹膜炎に罹患させ、敗血症を発症させたためであるとして、被告県に対し、診療契約上の債務不履行による損害賠償を請求して提訴した。被告県は、患者の死亡はライ症候群によるものと考えられ、医師に過失はないとして争った。

一審判決（宮崎地裁平成10年12月21日判決）は、原告らの主張を認めて被告県に賠償を命じたため、被告県が控訴した。他方、一審判決は診療契約上の債務不履行による原告ら固有の慰謝料請求は認めなかったため、原告らも新たに不法行為による損害賠償請求を選択的に追加して附帯控訴²⁾し、原告ら固有の慰謝料を請求した。

控訴審で原告らは、固有の慰謝料請求に関する一事情として、被告県の病院の医師が患者の

死亡後間もない時期に、原告らに説明をせず、その承諾も得ずに、患者の遺体に穿刺して肝組織を採取し、大学の組織検査を受けたのは違法な行為であり、原告らの精神的苦痛を増大させたと主張した。被告県は、原告らの承諾を得てはいないものの、医師は原告らに患者の死亡前からライ症候群の疑いがあることを説明しており、医師は純粋に患者の死因を解明する目的で診療行為の一端として行ったのであるから、違法性がないとして争った。

◆判決の要旨³⁾

前記原告ら固有の慰謝料に関する主張に関し、裁判所は次のとおり認定判断し、医師の過失による患者の死亡自体を含め、その他一連の対応の不法行為による原告ら固有の慰謝料として、各自300万円を相当と認めた。

「控訴人（＝被告県）の病院勤務の甲野医師は、同乙山医師の同意を得て、患者の死因の解明という医学の研究のため、被控訴人（＝原告）らの同意を得ずに、患者の死体の一部である肝細胞を採取し、標本として保存したものと

いえる。そして、同人らの右行為は、遺族である被控訴人らの同意がないから、死体解剖法17条、又は19条に反する違法な行為であり、私法上も被控訴人らの患者に対する追悼の感情を違法に害する不法行為に他ならない。このことは肝細胞の採取の目的が死因の解明という正当な目的を有することによって左右されるものではない。」

◆この判決をどう理解するのか

人は死亡することによって人格を失うが、わが国の法律では、一定の範囲で死者及び死体に対する敬虔感情を保護している。刑法上も、これを保護法益とする死体損壊罪が定められており、「死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し（中略）た者は、3年以下の懲役に処する」（刑法190条）とされている。

また、死体の解剖及び保存並びに死因調査の適正を期することによって公衆衛生の向上を図るとともに、医学の教育又は研究に資することを目的とする（第1条）ものとして、死体解剖保存法がある。同法は、死体の解剖及び死体の全部又は一部の保存について、遺族が所在不明その他一定の例外を除き、遺族の承諾を得なければならぬと定めている（死体の解剖につき第7条、死体の全部又は一部の保存につき第17条及び第19条）。

本判決では、被告県の医師による、遺族の承諾を得ずに行った患者の死体からの細胞の採

取・保存が、同法17条及び第19条に反する違法行為であり、民法上の不法行為に当たると認められており、そのことが遺族固有の慰謝料の増額事由として斟酌されたものとみることができるといえる。また、当該行為の目的が死因の解明のような医学的に正当なものであったとしても、前記結論は何ら変わらないということを示したのともいえる。

◆この判例からどう学ぶか

- ①一定の例外を除き、遺族の承諾を得ずに死体の解剖や死体の全部又は一部を保存することは不法行為に該当する。
- ②そのことは目的が正当であっても変わらない。

- 1) 原審の宮崎地裁平成10年12月21日判決は公開物に掲載されているのが見当たらなかったため、事案の概要につき判例タイムズ1045号240頁の記載によっている。
- 2) 被控訴人が原判決を自己の有利に変更することを求める申立（民事訴訟法第293条）。
- 3) 患者の死因その他、原告ら固有の慰謝料に関する主張以外の部分については、紙面の都合上割愛した。